

## 改正の概要

(R5.4.1改正)

### 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

#### 1 電子契約導入に伴う改正

電子契約の導入に伴い、建設工事用の入札条件16及び建設コンサルタント業務等の入札条件14に、電子契約を希望する場合は申出が必要である旨や市ウェブサイト上の該当サイトの情報を追加した。

#### 2 共通パスワードの廃止（建設コンサルタント業務等のみ）

入札時の設計図書類等の閲覧用パスワードについて、建設コンサルタント業務等の登録事業者の全者に共通するパスワードを付与していたところであるが、原則としてパスワードを廃止し、安全管理などの秘密保持上の理由がある場合に限りパスワードを付すこととした。

なお、工事については、従前のおり。

#### 3 資本関係・人的関係に関する取扱基準の制定に伴う改正

従来から資本関係・人的関係がある者同士が同一の入札に参加することを禁止しているところであるが、この度、資本関係や人的関係の定義を改め、「資本関係・人的関係に関する取扱基準」を定めたので、その旨を、建設工事用・建設コンサルタント業務等の入札条件1(3)に規定した。

#### 4 経営事項審査に関する事項（建設工事のみ）

市に提出した経営事項審査結果の有効期間が経過している場合は入札参加ができない旨は、従来から競争入札参加資格審査申請要領やウェブサイトにおいて周知しているところであるが、改めて入札条件1の2に追加した。

#### 5 一斉土曜日閉所の取組（建設工事のみ）

全国的に任意的に取り組まれているもので、山口県内においても国、県や各市町で取り組むこととしている。取組を推進するため、山口県の例にならい、指示事項21に追加した。

#### 6 前払金等の支払条件の追加

「山口市工事執行規則」又は「山口市建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領」に定めて公表しているところであるが、改めて入札条件（建設工事用は16の2、建設コンサルタント業務等用は15）に追加した。

#### 7 その他

その他の規定整理及び文言の修正は、新旧対照表のとおり。

#### 8 施行期日 令和5年4月1日

新旧対照表 (R5.4.1 改正)

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新	旧
別紙1 入札条件 (建設工事事用) 【消費税率10%適用】	別紙1 入札条件 (建設工事事用) 【消費税率10%適用】
<p>1 競争入札参加心得等</p> <p>入札参加者は、山口市競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」という。)、入札公告等 (入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。)、設計図書類等 (設計図書、この入札条件、指示事項その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。) 及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。</p> <p>一般競争入札 (条件付一般競争入札を含む。以下同じ。) の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならず、また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと</p> <p><b><u>(用語の定義等は、次に定めるほか、その詳細については別に山口市公式ウェブサイトに掲載する「資本関係・人的関係に関する取扱基準」とおり)。</u></b></p> <p><b><u>ア 「資本関係」とは、会社法に規定する子会社等と親会社等の関係又は親会社等を同じくする子会社等との関係をいう。</u></b></p> <p><b><u>イ 「人的関係」とは、一方の会社等の役員等 (取締役、執行役、業務執行社員、組合理事、管財人等をいい、社外取締役、会計参与、監査役、執行役員等を除く。以下同じ。) が他方の会社等の役員等を現に兼ねている場合の2者の関係をいう。</u></b></p>	<p>1 競争入札参加心得等</p> <p>入札参加者は、山口市競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」という。)、入札公告等 (入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。)、設計図書類等 (設計図書、この入札条件、指示事項その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。) 及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。</p> <p>一般競争入札 (条件付一般競争入札を含む。以下同じ。) の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならず、また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p>

## 1の2 経営事項審査

山口市に写しを提出した経営事項審査結果「総合評定値通知書」の有効期間（審査基準日から1年7か月）が経過してもなお、新たな総合評定値通知書の写しを山口市に提出していない者は、入札に参加する資格がないものとする。

### 1 2 無効入札

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)～(4) 略

(5) 指名競争入札において、上記1（競争入札参加心得等）の(1)～(3)に掲げる事項を満たさない者がした入札

### 1 6 契約書の作成

(1) 契約書は、山口市建設工事標準請負契約約款のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。

(2) 入札公告等において電子契約の方法によることができると定めた場合にあっては、電子契約を希望する落札者は、山口市公式ウェブサイトに掲載する「電子契約の利用申出」の案内に従い、「電子契約利用申出書」を提出しなければならない。

### 1 6の2 前払金等の支払条件

(1) 入札公告等で前払金を「有」と定めた場合における前払金の額は、工事請負代金額の10分の4（10万円未満の端数切捨て）を超えない額とする。

### 1 2 無効入札

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)～(4) 略

### 1 6 契約書の作成

契約書は、山口市建設工事標準請負契約約款のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。

<p><b>(2) 入札公告等で中間前金払が選択できると定めた場合における中間前払金の額は、工事請負代金額の10分の2(10万円未満の端数切捨て)を超えない額とする。</b></p> <p>1 8 配置技術者  (1)及び(2) 略  (3) 配置技術者の変更  契約後の配置技術者の変更は、『<b>山口市発注の工事における技術者の配置等について</b>』に定めるとおりとし、令和2年9月30日改正「監理技術者制度運用マニュアル」における「二一監理技術者等の設置」の「(4)監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める(その解釈については、国土交通省で示された解釈によるものとする)。  (4)～(6) 略</p>	<p>1 8 配置技術者  (1)及び(2) 略  (3) 配置技術者の変更  契約後の配置技術者の変更は、_____「監理技術者制度運用マニュアル」における「二一監理技術者等の設置」の「(4)監理技術者等の途中交代」に記載された事由による場合のみ認める(その解釈については、国土交通省で示された解釈によるものとする)。  (4)～(6) 略</p>
別紙2 指示事項(建設工事用)	別紙2 指示事項(建設工事用)
<p>1 9 指定書類の確認、保管等  工事施工に伴う発注者への提出書類のうち発注者が指定する書類は、その原本を監督員に提出し、監督員の確認を受けること。当該書類は、監督員が確認した後に<b>受注者</b>に返却をするので、受注者は、当該書類を工事引渡し後5年間保管し、その間、発注者が必要とした場合は速やかに当該書類を発注者に提示できるよう、整理しておくこと。</p> <p><b>2 1 公共工事の一斉土曜閉所の取組</b>  <b>建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の山口県内の発注機関が発注する工事において、毎月第2・第4土曜日を一斉に現場閉所する取組を実施するので、任意</b></p>	<p>1 9 指定書類の確認、保管等  工事施工に伴う発注者への提出書類のうち発注者が指定する書類は、その原本を監督員に提出し、監督員の確認を受けること。当該書類は、監督員が確認した後に<b>発注者</b>に返却をするので、受注者は、当該書類を工事引渡し後5年間保管し、その間、発注者が必要とした場合は速やかに当該書類を発注者に提示できるよう、整理しておくこと。</p>

<p><u>での協力をお願いする。</u></p> <p><u>この取組は、実施日において、終日、工事又は測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないこととするものである。</u></p>	
<p>別紙3 入札条件（建設コンサルタント業務等用）【消費税率10%適用】</p>	<p>別紙3 入札条件（建設コンサルタント業務等用）【消費税率10%適用】</p>
<p>1 競争入札参加心得等</p> <p>入札参加者は、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）、入札公告等（入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。）及び設計図書類等（設計図書、この入札条件、指示事項その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。）を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。</p> <p>一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならず、また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと  <u>（用語の定義等は、次に定めるほか、その詳細については別に山口市公式ウェブサイトに掲載する「資本関係・人的関係に関する取扱基準」とおり）。</u></p> <p><u>ア 「資本関係」とは、会社法に規定する子会社等と親会社等の関係又は親会社等を同じくする子会社等同士の間をいう。</u></p> <p><u>イ 「人的関係」とは、一方の会社等の役員等（取締役、執行役、業務執行社員、組合理事、管財人等をいい、社外取締役、会計参与、監査役、執行役員等を除く。以下同じ。）が他方の会社等の役員等を現に兼ねている場合の2者の関係をいう。</u></p>	<p>1 競争入札参加心得等</p> <p>入札参加者は、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）、入札公告等（入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。）及び設計図書類等（設計図書、この入札条件、指示事項その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。）を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。</p> <p>一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならず、また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p>

4 設計図書類等の閲覧

(1) 略

(2) 山口市公式ウェブサイトに掲載した設計図書類等を閲覧する際に必要なパスワードを設定している場合は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札の場合は、次のとおりとする。

(7) パスワードを取得したいときは、パスワード照会・回答書（参加者心得様式第1号）を入札公告に定める入札執行課に提出し、照会すること。

(4) 照会できる者は、「入札に参加できる者の資格要件」に示す「登録業種」に係る入札参加資格を有する者とする。

(5) 提出方法は、電子メール、ファックス又は持参とし、電子メール又はファックスの場合は受信後に入札執行課から受信確認連絡をするので、受信確認連絡がない場合は入札執行課に電話等で問い合わせること。

(1) 照会期限は、入札締切日の前日（閉庁日（下記※）を除く。）午後4時までとする。なお、入札公告に別に定めた場合は、その定めによる。

イ 指名競争入札の場合は、指名通知書にパスワードを記載する。

(※) 閉庁日とは、山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。以下同じ。

1 1 無効入札

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)～(3) 略

4 設計図書類等の閲覧

(1) 略

(2) 一般競争入札において設計図書類等を閲覧する際に必要なパスワードは、次のとおりとする。

ア パスワードは、競争入札参加資格の認定時に通知したのものとする。

イ パスワードを忘れた場合は、パスワード照会・回答書（参加者心得第3条の規定にかかわらず山口市電子入札ポータルサイトに掲載した様式とする。）を入札公告に定める入札執行課に提出し、照会すること。

ウ 照会できる者は、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

エ 提出方法は、電子メール、ファックス又は持参とし、電子メール又はファックスの場合は受信後に入札執行課から受信確認連絡をするので、受信確認連絡がない場合は入札執行課に電話等で問い合わせること。

オ 照会期限は、入札締切日の前日（閉庁日（下記※）を除く。）午後4時までとする。なお、入札公告に別に定めた場合は、その定めによる。

(※) 閉庁日とは、山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。以下同じ。

1 1 無効入札

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)～(3) 略

<p><b><u>(4) 指名競争入札において、上記 1（競争入札参加心得等）の(1)～(3)に掲げる事項を満たさない者がした入札</u></b></p> <p>1 4 契約書の作成</p> <p><b><u>(1) 契約書は、山口市建設コンサルタント業務等約款のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。</u></b></p> <p><b><u>(2) 入札公告等において電子契約の方法によることができると定めた場合にあっては、電子契約を希望する落札者は、山口市公式ウェブサイトに掲載する「電子契約の利用申出」の案内に従い、「電子契約利用申出書」を提出しなければならない。</u></b></p> <p>1 5 前払金の支払条件</p> <p><b><u>入札公告等で前払金を「有」と定めた場合における前払金の額は、委託料の額の 10 分の 3（1 万円未満の端数切捨て）を超えない額とする。</u></b></p>	<p>1 4 契約書の作成</p> <p>契約書は、山口市建設コンサルタント業務等約款のとおりとする。ただし、別に入札公告等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。</p>
<p>様式</p>	<p>様式</p>
<p>様式 1（<b><u>別紙 2 関係</u></b>）</p> <p style="text-align: center;">工事材料使用承認願</p> <p>以下略</p>	<p>様式 1（<b><u>別紙 1 関係</u></b>）</p> <p style="text-align: center;">工事材料使用承認願</p> <p>以下略</p>